三九・二一	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ			A
三九・二二	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品			A
三九・二三	その他これらに類する物品			A
三九・二四	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、蓋、キャップ			A
三九・二五	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品			A
三九・二六	プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。）			A
三九二六・一〇	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品			A
三九二六・二〇	事務用品及び学用品			A
三九二六・三〇	衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含む。）			A
三九二六・四〇	家具用又は車体用の取付具その他これに類する取付具			A
三九二六・九〇	小像その他の装飾品			A
	その他のもの			A
	自動車用のシャシばね及びそのばね板			A
	その他のもの			A
	ストリップを織ったもの（両面を全てプラスチックで塗布し、又は被覆したものに限る。）	○・七八％	B 7	A
	その他のもの			A
第四〇類	ゴム及びその製品			A
第四一類	原皮（毛皮を除く。）及び革			
四一・〇一	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないかを問わない。）			
四一〇二	全形の原皮（重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。）			
四一〇一・一〇	クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）			A
四一〇一・二〇	その他のもの			A
四一〇一・五〇	全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）			
四一〇一・九〇	クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）			A
四一〇一・一〇	その他のもの			A
四一〇一・九〇	その他のもの（バット、ベンズ及びペリーを含む。）			
四一〇一・一〇	クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）			A
四一〇一・九〇	その他のもの			A
四一・〇二	羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかいないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。）			
四一・〇三	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）			
四一〇三・二〇	爬虫類のもの			A
四一〇三・三〇	豚のもの			A
四一〇三・九〇	なめし過程にないもの			A
四一〇四・一〇	その他のもの			A
四一〇四・九〇	その他のもの	一・二％	B 10	A
	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）のもの			
	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの			
四一〇四・一一	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット			
	クロムなめしのもの			
	その他のもの			
四一〇四・一九	その他のもの			
	クロムなめしのもの			
	その他のもの			
四一〇四・四一	乾燥状態（クラスト）のもの			
	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット			
	なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの			
	クロムなめしのもの			
	その他のもの			
	染着色したもの			
	染着色したもの（全形の牛の皮（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛の皮並びにローラーレザーを除く。）			
	その他のもの			
四一〇四・四九	その他のもの			
	なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの			
	クロムなめしのもの			
	その他のもの			
四一〇五・一〇	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの			
四一〇五・三〇	乾燥状態（クラスト）のもの			
四一・〇五	染着色したもの			
	その他のもの			
	羊のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）			
四一・〇六	その他の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）			
	やぎのもの			
四一〇六・一一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの			
四一〇六・一二	乾燥状態（クラスト）のもの			
	染着色したもの			
	その他のもの			
四一〇六・三一	豚のもの			
四一〇六・三二	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの			
	乾燥状態（クラスト）のもの			
	染着色したもの			
	その他のもの			
四一〇六・四〇	爬虫類のもの			
	植物性前なめしをしたもの			